解散公告

当社は、平成二十八年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

宮崎市恒久五丁目一一番地一八号

株式会社晃秀会

代表清算人　佐藤　晃

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月十四日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十八年八月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

東京都葛飾区新小岩一丁目三四番五号

医療法人社団慈杏会

清算人　鈴木　紘子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年十二月三十一日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

東京都新宿区新宿三丁目三一番五号吉田屋ビル四Ｆ

医療法人社団幾星会

清算人　鶴間　洋平

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年一月四日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十八年八月十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

熊本県球磨郡湯前町字下牧原九七七番地

医療法人清隆会

清算人　久保　京子

配当公告

大阪府吹田市垂水町三丁目二七番一九号

破産者　協和産業株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十七年(フ)第三七〇九号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二、〇三五、九六三、〇二二円

一、配当することのできる金額

金一、四二〇、三九八、六一三円

平成二十八年九月二十七日

大阪市中央区北浜一丁目八番一六号大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業

破産管財人　中森　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区琴似一条七丁目三七番地、最後の住所札幌市西区山の手四条四丁目四番七号　被相続人　亡　久住　悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

札幌市中央区南一条西一〇丁目三番地南一条道銀ビル四階米屋・林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田　貴久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市三条通一九丁目右一〇号、最後の住所北海道旭川市春光六区二条三丁目

被相続人　亡　生駒　さた

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

北海道旭川市旭町二条四丁目一一番地の一三一

相続財産管理人　司法書士　上村修一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県北上市堤ケ丘一丁目三五番地三三、最後の住所岩手県北上市堤ケ丘一丁目二番四号　被相続人　亡　松田　孝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

岩手県北上市大通り一丁目三番一号　北上開発ビル二階　きたかみイーハトーブ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安部　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市舞川字榎木四九番地、最後の住所仙台市若林区河原町一丁目五番一五―一八〇五号　被相続人　亡　佐藤　新悟

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目一番六号　ネオハイツ片平六〇二　片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県岩瀬郡鏡石町前山二五四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　常松　光春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

福島県郡山市長者三丁目四番一号武田ビル二〇二　郡山さくら通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保田美和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県高萩市高浜町三丁目七八番地、最後の住所茨城県高萩市大字島名一七八二番地の六

被相続人　亡　石川　丞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

茨城県日立市弁天町一丁目三番一六号

相続財産管理人　片岡　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字西大輪一九三一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林ヨシイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号　さいたま新都心法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市白井三三二番地二、最後の住所千葉県香取市小見川六七六番地二　水都苑

被相続人　亡　宮崎　旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

事務所千葉市中央区本千葉町一―一　日土地千葉中央ビル一〇階　村上・湊法律事務所　相続財産管理人　弁護士　湊　弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国立市富士見台一丁目一六番地の七、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　安田　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十七日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号　朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子